

## 学校事件・事故に関する調査委員会の問題点

### ●第三者機関の主な問題点

#### ◇構成メンバーの問題

- ・メンバーに誰を選ぶかによって、中立性に疑問が残る。
- ・地域によっては、人材が限られている。
- ・メンバーが現代のいじめや学校の実情、事故の仕組みなどを知らなかったり、人権意識が低かったりする。
- ・児童生徒への聴き取りには、人権意識とノウハウが必要。

#### ◇権限の問題

- ・学校に入って事情聴取する、証拠を出させるなどの捜査権がない。
- ・「勧告」「警告」「要望」に法的強制力がない。

#### ◇当事者との関係

- ・調査委員会設置を理由に、学校との交渉が閉ざされてしまう。
- ・被害者や遺族が何を望むかを聞かない。要望に応えない。
- ・被害者や遺族が望む調査をしてもらえない。調査方法について意見が言えない。
- ・調査の中身を当事者や遺族が知ることができない。
- ・当事者や遺族にとって報告内容に納得がいかなくとも、第三者が調べたのだから客観的というお墨付きのもと、事件に終止符が打たれてしまう。結果を覆すだけの情報や証拠が当事者側にならない。

#### ◇その他の問題

- ・調査委員会が立ち上がることで、他の調査がストップしてしまう。
- ・メンバー選出や会議等で、調査開始まで時間がかかる。  
そのため  
児童生徒や当事者の二次被害が防げない。  
加害者の指導の機会を失う。  
口封じや隠ぺいが先行したり、記憶が薄れて、事実が出てこない。
- ・学校教師に当事者意識が生まれず、再発防止につながりにくい。

### ●もし、第三者機関をつくるなら

- ・先に当事者や親の知る権利を保障。
- ・知る権利を補完するために、調査を依頼できるシステムにする。
- ・調査方法、その他に当事者や親の意見を反映させる。
- ・当事者や親に情報を開示することを前提で行う。
- ・外部にどの程度、情報を開示するかは、当事者や親の意向を第一優先とする。
- ・構成メンバー選出、調査方法に透明性をもたせる。

※2012年9月5日現在の武田調べ

※6ケタの数字は武田ウェブサイト「日本の子どもたち」<http://www.jca.apc.org/praca/takeda/> の事例 No.

	調査機関	内 容
1	いじめ自殺 790909  調査委員会	<p>1979年9月9日、埼玉県上福岡市立第三中学校の在日朝鮮人3世・林賢一君(中1・12)が、いじめを苦にカラテ着姿でマンションから投身自殺。賢一くんは、何をされても反応がないという意味で「壁」と呼ばれていた。3カ月前に遺書を残して自殺未遂。このことをからかわれてさらにいじめはエスカレートしていた。</p> <p>上福岡市教育委員会は、賢一君の自殺の翌日、「事故調査対策委員会」を設置。しかし、学校側の言い分を一方的に聞くのみで、3カ月がかりでまとめた報告書の大半は、学校長の作文で占められていた。</p> <p>1979/12/1 教育委員会の『調査報告書』には、「クラスの中では、特別に陰惨ないじめの状況はなかった。友だち間のトラブル、お互い同士のいざござはあったが、集団で一人を一方的にいじめつくすというような点は認められなかった。林賢一君自身かなりきかん坊な面もあり、やったりやりかえしたりする場面は多く見られた」とあり、「学校及び担任教師はあらゆる指導と対策を講じたが自殺を防止できず、学校および教師に責任はないこと、自殺は種々の複雑な要因が噛み合っており、直接原因は不明」と発表。また、民族差別はなかったことを強調。</p> <p>1980/2/27 真相を究明する市民運動「上福岡中の教育を糺す共闘会議」の人びとが市教育委員長と会見し、『報告書』にいささかの事実誤認があると、再調査を要請。</p> <p>1980/3/21 教育委員会の「見解」で、賢一くんに対する「いじめ」が存在したこと、学校の指導が適切でなかったことを認める。民族差別についてはあいまいさを残す。</p> <p>1980/5/15 学校から2度目の報告書で、自殺の主要な原因はいじめにあったことを認める。ただし、独自の調査はなく、遺族が調べた内容を追認するにとどまる。</p>
2	いじめ自殺 860222  弁護士会 人権救済	<p>1986年2月22日、大阪市西成区で、市立橘小学校の田村勤也君(小6・12)が、8階建てマンション屋上の貯水塔から飛び降り自殺。</p> <p>現場に残されていたカバンの中のノートに、「この世の中 何にもぼくは、のぞむことは、なかった。毎日いやなことばかりだった。でもぼくのらくなみちは、このしゅだんしかなかった。さようなら。」(K君と書いて消してあった)</p> <p>「がんばれえ、みんな。ぼくは、これがげんかいです」と書いてあった。</p> <p>交換日記にいじめをほのめかすようなことを書いていた。(いじめを直接に告白する記載はない)</p> <p>遺族が弁護士会に人権救済の申し立て。学校は弁護士会の調査に一切応じず、事情聴取も拒否。弁護士会は、一人の教師とPTA役員との事情聴取と学校の拒否をもって、いじめを認定し、学校の対応すべき課題に不十分な点があるとの勧告を出した。</p> <p>民事裁判でも、学校および加害者側の拒否対応により、いじめについての十分な立証ができず、原告の訴えを棄却。</p>
3	いじめ自殺 860708	<p>1986年7月8日、北海道札幌市の真駒内中学校の女子生徒(中2・13)が、団地10階から飛び降り自殺。</p>

	法務局 人権救済	<p>「みんなから白い目で見られ、生きていくには少しつらすぎる」と書き残していた。女子生徒は2年のクラス替えからいじめを受けるようになっていた。7/7 自殺した前日と当日(7/8)に、6、7人から暴行され、遺体には暴行の跡が残っていた。</p> <p>女子生徒の保護者は、「担任教諭から何度も生徒の前で注意されたことも、いじめ、自殺の要因と思われるが、学校側は責任を回避するような話ばかりで、事実を説明してくれなかった」と主張。「自殺の原因は学校でのいじめ、暴行にあり、学校は事実を明らかにしない」として、札幌法務局人権擁護部に調査を依頼。</p> <p>札幌法務局人権擁護部は、遺族の申し立てに対して、「申し立てだけではいじめの実態がはっきりしない」として、具体的事実の再提示を求め、人権相談としての受理は留保。</p>
4	体罰 880922  市民団体	<p>1988年9月22日、愛知県名古屋市の市立南養護学校で、知的障がいをもつ上村創さん(17)が、授業中落ち着きがないなどの理由で、男性教師(34)に個別指導と称して生徒訓練室に連れていかれて、指で右目を強く押さえられ、結膜下出血を起こし全治約3週間のけが。また、ズボンを下げられて、性器を強く握られた。教師は否定。</p> <p>半年後、弁護士立ち会いのもと、創さんが体罰の実態を話す機会をもったが、「知的障がいの子が、半年前のことを覚えているはずがない。母親が教え込んで言っているだけ」として、学校側は虚偽だと決めつけた。</p> <p>「支える会」が、無作為に選んだ養護学校・特殊学級の親たちにアンケートを実施。回答者の30%強の親が、「体罰はある」と回答。具体的には、「排泄を失敗して、足蹴りにされていた」「ウロウロするので、傘立てに首をロープで縛られていた」「すぐつねる教師がいて、体に跡をたくさんつけて帰ってきた」「嫌いなおかずを吐いたら、往復ビンタで叩かれ、頬が真っ赤になっていた」「痛がるので病院に行ったら、肋骨が折れていた」などがあがった。</p> <p>このアンケートの結果をもって、名古屋市や愛知県の教育委員会に交渉したが、「匿名や日時の特定がないので調査できずわからない」から「体罰があったとは思えない」として真剣に取りあってもらえなかった。</p>
5	いじめ自殺 891002  法務局 人権救済	<p>1989年10月2日、岡山県浅口郡鴨方町の鴨方町立中学校の北村英士くん(中3・15)が、同中学校内で首吊り自殺。同級生グループから、名前をもじって「エイズ」と呼ばれたり、暴行を受けたり、金銭を要求されていた。部屋から「ふくろだたきにあいそうだ」「殺される」などのメモが見つかる。</p> <p>1991/3/7 岡山地方法務局は中学に対し、「いじめが自殺の原因だとは特定できないが、いじめ防止に教育的配慮が足りなかった」として、口頭で説示処分。</p> <p>1994/11/30 岡山法務局が中学校に対し、反省と善処を求める「説示」文書。</p>
6	殺人事件 920110	<p>1992年1月10日、長野県下伊那郡上郷町の県立飯田高校で昼休み、小野寺仁くん(高2・17)が生物班部室で応援団長の男子生徒(高3・18)に「態度が大きい」と刺殺された。</p>

	第三者委員会	<p>県高教組が、大学教授や弁護士、高校教師ら8人で、「飯田高校問題調査研究委員会」をつくる。飯田高校への現地調査や加害少年や被害少年の両親、加害少年の同級生、地域のひとなど関係者延べ数十人から聞き取り調査、ほか。「飯田高校生徒刺殺事件検証委員会」は、事件の総括と、将来事件が起きた際の対応や未然防止策を具体的にまとめた提言を教育長、知事に提出。提言では、事件が起きた場合の「被害者アドバイザー」派遣、「校長サポートチーム」の設置、情報公開を原則とすることなどを求めている。同委員会は3年程度存続し、提言の実施状況などの報告を受けることにした。設置要綱、委員名簿、会議の議事録、報告内容をウェブサイトで報告。</p> <p><a href="http://www.pref.nagano.lg.jp/kyouiku/koukou/iida/">http://www.pref.nagano.lg.jp/kyouiku/koukou/iida/</a></p>
7	<p>わいせつ行為 951100</p> <p>弁護士会 人権救済</p>	<p>1995年11月、大阪府南部の府立高校で、女子生徒(高2)は男性教師に誘われてドライブに出かけた際、体を触られるなどのわいせつ行為をされた。同級生の女子生徒(高2)も、担当教科の質問に行くたびに、同教師から腰に手を回されたり、手を握られたりした。</p> <p>元女子生徒2人(19)と当時の担任教師ら2人の計4人が、男性教師(53)から体を触られるなどのセクシャルハラスメントを受けたと府教委に訴えたが適切な対応がとられなかったと、大阪弁護士会に人権救済の申し立てを行った。弁護士会は、男性教師が全く調査に応じないことをもって生徒の訴えを認めたものとし、セクシャルハラスメントを認定。「成長過程にある女子生徒の多感な感性を著しく傷つけた」として、男性教師に深く反省して同様の行為を繰り返さないように警告。府教委にも、教師に対する処分のほか、再発防止策と救済制度の確立を文書で勧告。</p> <p>勧告が出たあとも、男性教師に対する処分は行われなかった。</p>
8	<p>いじめ自殺 951127</p> <p>人権救済</p>	<p>1995年11月27日、新潟県上越市の春日中学校の伊藤準(ひさし)君(中1、13)が、自宅バスケット・ボードで首吊り自殺。「生きているのがこわいのです。あいつらは僕の人生そのものをうばっていきました。」と遺書を書き残していた。</p> <p>新潟法務局人権擁護課や県子ども的人権専門委員らが、職権で調査に乗りだし、学校関係者ら15人に任意で事情を聴取。</p> <p>準君に対するいじめを発見できなかったこと、他のいじめに対する原因・動機の分析や全体的把握が不十分であったと、春日中学校の責任に言及する内容の勧告を行った。勧告書の内容についてはプライバシーに関する部分が多く、公表できないとした。</p>
9	<p>いじめ自殺 960410</p> <p>文部省幹部 の現地調査</p>	<p>1996年4月10日、千葉県流山市の市立南部中学校の男子生徒A君(中3・14)がマンション10階から飛び降り自殺。</p> <p>2年の3学期に母親は教頭に「いじめを受けているので何とかしてほしい」と5回にわたって相談していた。3年生になる新学期から担任(20代後半の男性)やクラスを替えてくれるよう要望。</p> <p>事件報道を聞いた奥田幹生文相の指示で、文部省幹部が異例の現地調査。千葉県教育庁船橋地方出張所で2時間余り、県教育長、流山市教育長、校長らに聞き取り。いじ</p>

	第三者機関の調査委員会	<p>め問題で文部省が通知した対策についての取り組みがきちんとなされているか、文部省の対策に不十分な点があるかが主な調査内容。</p> <p>流山市教育委員会は、第三者機関の事故調査委員会に調査を依頼。教育、法律、カウンセリングなど様々な分野の専門家5人からなる調査委員会(教育学の千葉大教授が代表)は14回の会合を開き、学校関係者や同級生、遺族らから聞き取り調査を行い、報告書を作成。</p> <p>(A君が)通常の弱者ではない、金品を奪われたり、激しい苦痛を伴う肉体的な攻撃はない、などの点から、「これまで報告されているいじめとは異なるケース」とし、「いじめと自殺は直接関係ない」との見解を示し、衝動的に『自殺』という行為が生じたと考えられる」と結論。</p> <p>学校に対しては、「旧担任は思春期の子どもの個々や集団を指導する際の細かな配慮が不十分であった」とし、学校については「学年会議の中で話し合ったり、組織的、計画的に努力するような形にはならなかった」「管理運営システムは整っているが、十分に機能しなかったため、校長への報告が遅れ、対応も後手に回った」と指摘。</p>
10	いじめ自殺 960918	<p>1996年9月18日、鹿児島県知覧町立知覧中学校の村方勝己君(中3・14)が、近所の公民館の外壁の非常用梯子に、自分の布製ベルトをかけて首吊り自殺。</p> <p>「生きていきたくない。学校がいやだ。家では自分の好きなことはできない。(6名の少年の氏名)この6人がいやだった。なぐられたりけられたり、いろんなことをしてくれた。死んで、きさまらをのろってやる。〇〇(いじめられている1人の名前)なんか僕以上にかわいそうだ。僕みたいに死なないでがんばってくれ。おれが死ねばいじめはかいけつする。」</p> <p>「おれはなんども傷をつかった。」</p> <p>「いままでにパシリにされた人やうたれた人は何十人もいる。こいつらには合計五万ぐらいはつぎこんだ。」</p> <p>と遺書に書いていた。</p>
	市民団体	<p>初七日が過ぎたころ、市民団体「子どもの人権を守る鹿児島県連絡会」(内沢朋子事務局長)が両親と会い説得。独自に調査を始める。</p> <p>遺書でいじめたと名指された生徒たちを親と一緒に自宅へ呼び、話を聴く。3人の生徒の両親が「やったことに向き合わないと、立派な大人になれない」と協力するようになり、実態が明らかになっていった。また、同級生19人の証言を集めた結果、2年生の1学期から自殺の直前までいじめが続いたことが判明。</p> <p>校長や町教育長は、両親と「子どもの人権を守る鹿児島県連絡会」に対して、「生徒や親を動揺させたくない」と調査中止を求めた。生徒には「しゃべると新聞に出るぞ」と口止め。</p> <p>会の事務局には「何の資格があつて調査まがいのことをするのか」と匿名の手紙も届いた。</p>
11	いじめ自殺 961031	<p>1996年10月31日、新潟市立下山中学校の女子生徒(中2)が、公園で首吊り自殺。</p> <p>「遺書」あり。部屋のカレンダーの余白に「もう、だめ」と書かれていた。</p>

	<p>検討会議</p>	<p>遺書の横には「がり勉」「大嫌い」などと、自殺した女子生徒を非難する手紙が4、5通置かれていた。「いじめ」の有力な証拠ともとれる手紙を校長が預かるが、その後、処分。</p> <p>「検討会議」が設置されたが、</p> <p>(1)「いじめ」定義にある「継続的・持続的」なものではない</p> <p>(2)「目的意識的に苦痛を与える行為ではない」</p> <p>(3)自殺の原因は「本人のパーソナリティ」等によるもの</p> <p>として、いじめによる自殺の範疇には当てはまらなると考えるという報告書を提出。事件の幕引きとなる。</p>
<p>12</p>	<p>いじめ自殺 970107</p> <p>第三者機関</p>	<p>1997年10月7日、明日から新学期が始まるという日の夜、長野県須坂市立常磐中学校の前島優作君(中1・13)が、自宅の軒下で縄跳び用の縄で首を吊って自殺。</p> <p>「あの4人にいじめられていた。ぼくは死ぬ ぼうりよくではないけど ぼうりよくよりも ひさんだった かなしかった。ぼくはすべて聞いていた。」と書いたメモがズボンポケットに入っていた。</p> <p>教育委員会が「市内中学校生徒の自殺にかかわる検討会議」設置。遺族には何の連絡もなく、新聞記事ではじめて知る。</p> <p>検討会議は遺族に対し、「優作君の生い立ち」「性格」「精神状態」「家族の動向」「どうして優作くんの心の変化に気がつかなかったのか」を質問するが、遺族からの要望や意見は聞こうとしない。検討会に前島家が推薦する委員を加えることや代理人の発言を要望するが拒否。</p> <p>会議に提出される資料、委員会設置要綱のコピーは、その場では「可」ということだったが、約束は守られず、遺族には渡されなかった。後日、閲覧は「可」ということになったが、資料についてメモしたり、写真に撮ったり、質問事項についてテープをとることは「不可」とされている。</p> <p>9カ月かかって提出された報告書には、「遺書に書かれていたいじめの事柄は何であったか、このことを明らかにするために調査検討を行った。しかし、どれがそれだとは特定できなかった」と結論。「いじめ」の加害者については、ほとんど触れていない。検討委員会の報告を受けて、須坂市教育長は「前島君の死はいじめが原因の死と断定すべきではない」といい、教育委員会、学校長から一切の謝罪なし。</p> <p>父親が市の公文書公開条例に基づいて、検討会議に提出された資料(=担任の報告や生徒からの聞き取り調査の結果を記した資料)を市教委に請求するが、「個人が識別できる」「生徒との信頼関係を損なう」などとして非開示処分を決定。</p> <p>父親が長野地裁に、公文書非公開非開示処分取り消しを求めて提訴。「学校側は親に対する説明義務があり、個人情報であってもプライバシー侵害のおそれのない本人や親に対する開示は認められるべきだ」と主張。</p> <p>長野地裁で、市教委側の主張をほぼ全面的に認め、「情報公開の範囲は地方自治体が自主的に決めるもので、非開示とした処分に違法性はない」として原告の訴えを棄却。また、開示要求のあったすべての資料を「個人が識別される個人情報」と結論。その上</p>

		で「市の条例は市民が自己情報を取得する制度ではない。公開にあたってプライバシーの侵害を考慮する規定もない」とした。
13	いじめ転校 970409  人権救済	1997年4月、長野県木島平村の村立木島平中学校で、村外からただ一人の入学者で、日本人とアメリカ人の混血である男子生徒が、入学式数日後から約1年半にわたって暴行などのいじめを受け、1998年10月には転校を余儀なくされた。  両親が長野弁護士会に人権侵害救済の申し立てをする。約1年間の調査を経て、長野県弁護士会から県教委宛と木島平村宛に「改善要望書」が送られる。 木島平定例村議会で村長が、根底にいじめに繋がるものがあると認めるが、女性議員が議会の討議で、「長野県弁護士会等の第三者機関がいじめと認めたのなら、どうしても受け入れなくてはならないのがおかしい、納得がいかない。いじめで、すでに謝っているのに、それ以上、何を望むのでしょうか」と、要望書に対して疑問をぶつける。
14	いじめ自殺 990901  第三者機関	1999年9月1日、静岡県藤枝市で、市立中学校の男子生徒(中1・12)が自室で首吊り自殺。部屋から「みんな死ぬ」「つらい、いやだ」と走り書きしたノートが見つかった。この生徒は、以前から学校でいじめがあったことを両親に打ち明けており、過去に部活などで暴行を受けていた。  (2007年1月19日 文部科学省発表の「児童生徒の自殺に『いじめ』の関わりが指摘されている事例の調査結果について」より)※1 当時、精神科医、青少年健全育成会議会長、警察協助手員、女性の会会長・PTA 代表などを交えた調査委員会を組織し、約1ヵ月半調査を行い、その間、直接の聞き取り対象は延べ1000人を超えた。 その結果、「直接的な要因となるいじめと判断されるものは見つからなかった」等と結論づけられている。現時点でもこの調査報告は妥当なものだと考えている。 「当時の判断根拠」は、文書保存期間満了による調査票の廃棄のため、確認できず。「結論」は、自殺理由は「不明」。「いじめ」が自殺の理由としては、「考えられない」。
15	いじめ自殺 980725  人権擁護委員会	1998年7月25日、神奈川県横浜市港南区で、神奈川県立野庭高校の小森香澄さん(高1・15)が、吹奏楽部でのいじめを苦に自宅で首吊り自殺(亡くなったのは7月27日)。娘の様子を心配した母親が計12回、学校に相談に行っていた。  両親が、いじめについて、人権擁護委員会に人権救済の申し立て。 人権擁護委員会は生徒たちから直接話を聴くということはない。 2年2ヵ月後、横浜弁護士会は同高校に「人権侵害に当たる」とする「警告書」を出した。A4で4枚。 香澄さんの死の原因については、「吹奏楽部の体質」「香澄さんの技術の未熟さ」「母親の対応の甘さ」などの記載が多くなされていた。
16	いじめ自殺 980806	1998年8月6日、新潟県岩船郡朝日村の朝日中学校の男子生徒(中2・13)が自室で電気コードを使って首吊り自殺。 男子生徒は同級生から暴力的ないじめを受けていた。保護者同士が話し合い、クラス内のいじめは沈静化した。部活で陰湿ないじめが続いていた。

	<p>第三者機関</p>	<p>朝日村教育委員会の委託を受けて、大学教授や弁護士など7人で構成する「中学生徒の自殺にかかわる調査委員会」(委員長: 神村栄一新潟大学助教授)が発足。生徒からの聴取はしなかったが、計13回の会合を重ねて、事実関係を究明。</p> <p>記者会見で調査結果を発表。いじめが自殺の直接の原因とは断定しなかったが、いじめの事実を確認するとともに、学校側の対応の不手際を指摘した。</p> <p>報告書では、「1998年1月 Aくんは、同級生から暴力的ないじめを受けていた。金を奪われたこともあって、保護者同士が話し合い、クラス内のいじめは6月ごろ沈静化した。しかし、部活に舞台を移して陰湿ないじめが続き、夏休みになって生徒が自室で首吊り自殺をした。」と認定。</p> <p>部活でのいじめが見過ごされた背景に、「教職員相互の情報交換と危機意識の共有化に不足、不徹底があった」とし、学校側が危機意識を持っていれば、自殺という最悪の結果を回避できたとした。また、「事件後も中学校は対応が遅れている」と厳しく指摘。再発防止策として、「建前だけでなく実質的に機能する教職員連携体制の実践」など5項目を提言。</p> <p>調査報告書には、学校側が遺族に教えなかつたいじめの内容が、2、3含まれていた。</p>
<p>17</p>	<p>シゴキ死 990727</p> <p>教員によるプロジェクトチーム</p>	<p>1999年7月27日、兵庫県川西市の市立川西中学校で、ラグビー部の夏休み早朝練習中に、宮脇健斗君(中1・13)が体調不良を訴えたが、顧問の男性教師から「演技は通用せん」などと言われ、とりあってもらえず放置されて意識不明の重体。7/28、熱射病による多臓器不全で死亡。</p> <p>事故発生直後に、同中学校内の複数の教員により「プロジェクトチーム」が組織される。</p> <p>(1) 事故発生時に発生場所(同校校庭)にいたラグビー部員、サッカー部員、陸上部員などの生徒たちから、事故当時の状況で記憶していることなどを聞き取り、結果を記録。</p> <p>(2) ラグビー部顧問にも詳細な記憶喚起を求める。顧問は手記を作成。のちに記録とする。</p> <p>(3) ラグビー部の練習経過ごとに、校庭内の顧問や部員、その他の生徒の配置図を作成。</p> <p>作成された聞き取り調査等の記録が遺族に届けられるが、事故経過に疑問点を感じる。部員を交えた事故再現を申し入れたが、学校長より生徒の精神状態への配慮等の理由で、作成された3種の記録書面をもとに、同校庭で同校教員たちにより、事故当日の練習を再現する。両親も立ち会い、その状況をビデオに収録。</p> <p>遺族立ち会いのもと、学校で2度目の生徒聞き取り調査が行われる。</p> <p>中学校で保護者向け懇談会開催。学校側から事故経過等が報告された。遺族も参加。学校側は過失を認める主旨の説明を行った。</p> <p>学校は生徒に向けて説明集会を開催。事故経過と学校の対応上の問題点を含めて口頭で説明。遺族も傍聴した。</p> <p>集会后、生徒たちに当該事故についての思いを綴る作文を書かせた。</p> <p>両親からの提案で、プロジェクトチームが、よりわかりやすい「本件事故の事実経過記録」(A4判51頁)を作成。</p>

	人権オンブズパーソン	<p>中学校が「学校事故報告書」(A4判6頁)を作成。市教委を経由して県教委に提出。同報告書は、プロジェクトチーム作成の「記録」などを基礎に作成しているが、「記録」や市教委が作成して文教常任委員に報告したものに比べて、表現や内容でかなり異なる部分があった。</p> <p>当初は、遺族との話し合いを経て、報告書を作成するとしていたが、約束は守られず、遺族からの意見聴取もなされていない。</p> <p>(遺族は2000年1月になって事故報告書の内容を確認する)</p> <p>2000年2月5日、事件発生から半年が経過しても原因究明がほとんどなされていないと感じた両親が「川西市子どもの人権オンブズパーソン条例 第10条第2項」に基づき、「川西市子どもの人権オンブズパーソン」に人権救済の申立を行う。</p> <p>2000年7月13日、「川西市子どもの人権オンブズパーソン」が5カ月間にわたって関係者の事情聴取を重ね、川西市に対して、「勧告及び意見表明」を公表。</p>
18	いじめ自殺 000514  第三者機関	<p>2000年5月14日、栃木県宇都宮市の市立中学校の男子生徒(中3・14)がプレハブ小屋で首吊り自殺を図る。5月15日死亡。</p> <p>家族と友人にあてた2通の遺書には、「友人関係でトラブルがあり、悩んでいる」「さようなら」などと4人の同級生とトラブルがあったことが書かれており、生徒の顔には数力所殴られたようなあとがあった。また、3月下旬に「ボコられる」と友人に話しており、自殺前日、友人宅に泊まった際、「学校に行きたくない。死にたい」と言って泣いていた。</p> <p>(2007年1月19日 文部科学省発表の「児童生徒の自殺に『いじめ』の関わりが指摘されている事例の調査結果について」より)※1</p> <p>外部有識者による、学校事件に関わる調査委員会を設置し検討した結果、当該生徒が交流を持っていた2つのグループのけんかについて誤った情報を流したとして排斥又は非難・しつ責され、どちらのグループにも居場所を失った絶望感と制裁を受けるのではという強い恐怖が自殺の直接の動機になったと推測した。</p> <p>「いじめの内容」は、当該生徒に対しては2年生の時に1回、さらに平成12年(2000年)2月上旬から5月初旬までの期間に8回にわたって暴行や金銭等の要求が行われた。</p> <p>「結論」は、自殺の理由は「友人との不和」。「いじめ」が自殺の理由としては、「直接的な動機としては考えられない」。</p> <p>理由は、「本件にかかわる調査委員会の調査報告書によれば、『当該生徒は一連の加害行為を受けていたが、この心理的苦痛は直接に自殺念慮を生むものであったとは考えられない。明確な自殺念慮は、自殺企図の直前に、両グループの板挟みとなり、そのつながりがともに断ち切られたときに、衝動的に起こったものと推測される。』とされていることから、いじめが直接的な動機としては考えられない。</p>
19	暴行傷害 031018	<p>2003年10月18日</p> <p>福島県須賀川市の須賀川市立第一中学校の女子生徒(中1)が、柔道部の練習中倒れ、意識不明の状態が続く。</p> <p>当初、練習中の事故と思われていた。3ヵ月後、両親から依頼を受けた弁護士による生</p>

	<p>再検証委員会</p>	<p>徒への聞き取り調査から、主将である男子部員(中2・13)にリンチまがいの練習を強要されて重傷を負ったことが判明。</p> <p>2006年8月、女子生徒と両親が市や県、男子生徒らを提訴。</p> <p>2009年3月27日 福島地裁郡山支部で学校側の責任を認め、市や県などに約1億5600万円の支払い命令。内約300万円は元部長を含む3者に連帯して支払うよう命令。</p> <p>事故から3年後に再検証委員会を設置。事故に関して、学校が作成し須賀川市教育委員会へ提出した事故報告書の内容と当該女子生徒の保護者の主張とに隔たりが生じているため、事実関係について検証し事実の究明を行い、再発防止に資することを目的とする。</p> <p>教育委員会事務局職員が、2006年10月17日～2007年3月4日までの延べ12日間に、校長を含む教職員と、柔道部員から聞き取りによる調査を行い、事故報告書の記載内容の事実関係等について教育委員会内で総合的に分析を行った。</p> <p>事故原因として「柔道部内及び当該女子生徒に対するいじめともとれる練習や行為があったのではないか」という点について、「生徒の聞き取りからは、集中的に練習相手にしたとする生徒の話があったものの、いじめがあったとは特定できなかった。</p> <p>また、当該女子生徒や保護者との教育相談についての教職員からの聞き取り、更には、当該女子生徒からいじめの相談を受けている生徒や教職員がいなかったことを勘案すると、部内での当該女子生徒へのいじめはなかったと思われる。」「部長を含め数名の生徒が当該女子生徒と乱取りをしたことは確認できた。しかし、部長が当該女子生徒を投げた時間、投げた回数、投げた方法については生徒相互にずれがあり、当該女子生徒が意識不明となった原因との直接の関係を特定するには至らなかった。」と結論。</p> <p>学校の責任については、「事故当日は、顧問に代わって副顧問が担当したが、部員に対する指示が特に行われておらず、また、副顧問がほとんどの時間を練習場から離れていたことは、安全管理上問題があったと思われる。」「校長は、当該女子生徒の保護者や他の生徒の保護者に対して事故の説明責任を適切に果たしておらず、問題を長期化させ、地域や保護者との信頼を損ったことの責任は重大である。</p> <p>また、事故の公表が遅れたことや生徒への聞き取りに一部慎重さを欠くことがあったことなどから、事故の隠蔽ではないかと疑惑を持たれることとなった。疑惑をもたれないようにすることはもとより、守秘義務に該当する内容以外は、速やかな情報公開に努めるべきであった。」と指摘。</p> <p>再検証委員会の報告書は市のウェブサイトで公開  <a href="http://gyousei1.city.sukagawa.fukushima.jp/cb/hpc/Article-276503-1266.html">http://gyousei1.city.sukagawa.fukushima.jp/cb/hpc/Article-276503-1266.html</a></p>
20	いじめ自殺 050413	<p>2005年4月13日、山口県下関市の市立川中中学校で、放課後の吹奏楽部の練習に遅れ、別の女子生徒にとがめられた後、安部直美さん(中3・14)が、首吊り自殺。</p> <p>死後、「もうがまんのげんかいた」「首つって死にたい」「死んだらいじめられないですむ」「うちが死んだらみんなよろこびかなしまないだろう」などと書かれた紙が写真立ての中</p>

<p>第三者機関</p>	<p>から見つかる。</p> <p>市教委は「生徒指導推進協議会」の委員を設置。メンバーは精神科医や心理学者ら外部の専門家を入れた計19人。5回開催。</p> <p>同時に、すべてを委員会に委ねているのだから、学校に何を言ってもムダだと遺族との交渉をすべてシャッターアウトした。</p> <p>一方、第三者委員会からは、いつまで待っても両親に聞き取り調査がない。両親自ら生徒指導推進協議会の会長にあてて文書を出した結果、「いじめと自殺との因果関係を出すような目的で作られた委員会ではない。」「事件前後の学校や教育委員会の適切さを協議するもの」と言われた。</p> <p>「生徒指導推進協議会」が「提言」を市教育長に提出。</p> <p>いじめと自殺との因果関係について、「情緒的に不安定な時期である思春期の自殺に関して、その原因を特定することは難しい」とし、「友だちとうまくかかわれないということのつらさを誰からもわかってもらえず、そのことが自殺の背景にあった」といじめとの関係を示唆。</p> <p>学校の取り組みについては、女子生徒の状況把握が「表面的な指導に終わっている」とした。教員の見取りについては、「死を選ぶまで思いつめていた本人の心情を理解していなかった」と甘さを認めた。市教委の保護者への対応については、「十分な説明を行う必要があったのでは」とし、市教委に教員の意識の向上と改革をはかるよう要望。</p>
<p>法務局 人権救済</p>	<p>山口地方法務局は、直美さんの自殺から2カ月後、調査を開始。</p> <p>入学直後からいじめを受け続けていたことを確認。</p> <p>「多くの教諭が把握しながら、特段の措置を取らなかった」として、教師らの「放置」を人権侵犯事件と認定。学校長と下関市教育委員長に対し、再発防止を求める要請措置を行った。しかし、学校長や市教委は事件当時の学校長や現場の職員らにこのことを知らせていなかった。</p> <p>法務局は、遺族には、被害者本人ではなく、調査対象でもなかったため、結果を知らせなかった。</p> <p>新聞報道で認定を知った父親が法務局に説明を求め、結果のみを口頭で聞く。父親が、直美さんとの親子関係を証明する戸籍謄本を提出し、行政機関個人情報保護法に基づいて、娘の個人情報の開示を請求。</p> <p>行政機関個人情報保護法の開示対象は、本人による請求が原則で、亡くなった人の情報は対象外。しかし、今回は、直美さんが未成年だったことや、請求者が親権者であることから、「遺族の心情に最大限配慮」（法務省）し、人権侵犯事件の調査で把握した情報を、第三者にかかわる個所などを黒塗りにしたうえで部分開示することを決定し、通知。（法務省によると、いじめ自殺の調査記録などが遺族に開示されるのは初めて）</p> <p>調査を始めた理由を記した「特別事件開始報告書」、措置や認定事実を記した「調査結果報告書」など、学校がいじめの防止措置を怠ったことを認定した書類など計約80ページ分を開示。ただし半分以上が黒く塗りつぶされ、具体的にどんないじめがあったかな</p>

		<p>どは読み取れない。</p> <p>自殺の約4カ月後に学校関係者や生徒ら延べ11人から聴取したとみられる「聴取報告書」も開示されたが、氏名や聴取内容はすべて黒塗りにされていた。</p>
21	<p>保育所 熱中症死亡 事件 050810</p> <p>第三者機関</p>	<p>2005年8月10日、埼玉県上尾市の市立保育所の本棚の中から、男児(4歳)が熱中症による心肺停止状態で発見された。</p> <p>男児の母親は、男児が日常的に他の児童からいじめを受けているので注意してみしてほしいと保育士に依頼していたが、昼食時に皿が一枚余っていることに気づくまで、男児の動静は確認されていない。昼食前、本棚の前に、いじめていると母親から名指しされていた児童らがいたのが、目撃されている。</p> <p>市が事故調査委員会を設置。メンバーは当初、市の健康福祉部の部長を委員長とし、事故調査委員8名は市の職員だけだった。</p> <p>遺族が人づてに聞いて、委員には保育の専門家や弁護士、医師など第三者を入れること、検討事項についての要望、委員会での調査内容を遺族に報告すること、調査結果報告書は公開することなどの要望を市に申し入れる。</p> <p>遺族が指名して要望した弁護士や小児科医、保育専門の学者ら第三者委員5名と、健康福祉部の部長ら市の職員3名から構成される事故調査委員会が設置された。</p> <p>10回にわたって会議が開催され、委員らは保育所の現地調査や、保育所所長、担任保育士らや両親に対するヒヤリングをおこなったり、同保育所の保育状況について他の学者から意見を聞くなどして、事故状況の把握と原因を分析。</p> <p>両親にそれまでの活動内容を報告するとともに、2人からの質問に答えたり、意見や要望を聴く機会を設けた。</p> <p>翌年1月、事故報告書を完成。両親に内容を説明報告したあと、順次、各市立保育所の保育士や保護者らに公表。</p> <p>事故調査報告書には、「本件事故は偶然に発生したものではなく、上尾保育所の日ごろの保育のなかに、本件事故を引き起こすような要因があり、本件事故は、たまたま防ぎようもなく起こったとは言えない、本件事故は一部の保育士の過失に限定されるものではなく、保育所全体の問題が絡んでいる」との指摘がなされた。</p>
22	<p>いじめ自殺 051213</p> <p>第三者機関</p>	<p>2005年12月13日広島県福山市の市立中学の男子生徒(中2・13)が自宅で首吊り自殺。</p> <p>男子生徒は小学校時代から不登校気味で、12月5日の期末テストは受けたが、12月6日以降は欠席していた。</p> <p>1月、男子生徒の母親は学校に、机の上に直接弁当のおかずを置いて「食べろ」と命令されたり、試験の点数を無理やり「見せろ」と言われるなどのいじめを受けていると相談していた。</p> <p>(2007年1月19日 文部科学省発表の「児童生徒の自殺に『いじめ』の関わりが指摘されている事例の調査結果について」より)※1</p> <p>事件発生年度の自殺の理由は、「その他」。学校は保護者からの申し出事項も含めて、生徒への聞き取り調査、全校生徒へのアンケート調査及び教職員の把握に基づく事実</p>

		<p>関係の確認などを行なった結果、いじめの事実はなかったと判断。</p> <p>保護者から依頼のあった再調査を実施し、その調査内容を説明したが、さらなる調査要望を受け、現在、第三者による調査委員会を設置し、調査を進めているところ。</p> <p>文科省の 2005 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果では、同年公立中学校の自殺者 25 人で、内「いじめ」が原因は 0 であることから、いじめとの関連は認められなかったと思われる。</p>
23	いじめ自殺 061011	<p>2006 年 10 月 11 日、福岡県筑前町の町立三輪中学校の森啓祐君(中2・13)が、自宅納屋で首吊り自殺。</p> <p>遺書に、「いじめられて、もう生きていけない。」「いじめが原因です。いたって本気です。さようなら」などと書いていた。</p> <p>1年生のときの担任が、本人や親からの相談内容をクラスで話したり、「偽善者にもなれない偽善者」などと言うなどしていたことが、判明。</p> <p>町教委が、町教委やPTAメンバーなど約 10 人で構成する調査委員会を設置。</p> <p>両親が調査委員会への参加を求めるが、町教委は、「公平性、客観性、透明性、迅速性が確保できる第三者機関による調査を目的にしているの、応じることはできない」と拒否。両親がメンバーに弁護士を加えることを要望したが受け入れられなかった。</p> <p>両親は学校で息子に何があったかを知りたかったが、委員会の目的は「なぜいじめを防ぐことができなかつたのか、なぜ自殺を防ぐことができなかつたのか」であり、事実内容はほとんど明らかにされなかつた。</p> <p>調査委員会は教職員や遺族に聞き取り調査、生徒らにアンケートを実施。結果を遺族に報告。男子生徒を不名誉なあだ名で呼ぶなどのからかい行為が繰り返され、教師の不適切発言もあったとして、いじめと自殺の因果関係を認める。教師の言動と自殺の因果関係は否定。</p> <p>遺族が、学校の事故報告書を開示請求して受け取るが、調査委員会の報告とほぼ同じ内容だった。</p>
24	いじめ自殺 061112	<p>2006 年 11 月 12 日、埼玉県本庄市で、市立本庄東中学校の男子生徒A君(中3・14)が、別のクラスの生徒らに金銭要求されたことなどを苦に、自宅敷地内の倉庫で首を吊って自殺。</p> <p>11 月 6 日、男子生徒は友人3人と一緒に、県教委が学校に派遣している「さわやか相談室」の非常勤の女性相談員に、「今月に入ってから別のクラスの生徒らに『500円を返せ』『利子がつくので2万円返せ』と要求されている」「2年生の時も金をとられた」「金は渡していない」と相談していた。</p> <p>11 月 8 日、相談員から報告を受けた学年主任は、A君の担任を含む3年生の教師たちに伝え、A君から事情を聞いた。A君は、同じ生徒から、2年生のときも金銭を要求され、1500円払った」と話していた。</p> <p>2007 年 11 月 15 日、市教委は遺書がないことなどから「自殺との因果関係は不明」とし、文部科学省発表の 2006 年度のいじめによる小中学校の自殺件数に、入れられない。</p>

	法務局 人権救済	<p>さいたま地方法務局が遺族から申告を受け、関係者から聞き取り調査を実施。その結果、同級生による度重なる金銭要求が人権侵犯事実と認定される。中学校に、再発防止を求める「啓発」を行った。</p> <p>2008年3月25日、「いじめへの対応について(啓発)」とする1枚の文書を校長に手渡す。法務局は、「学校長はいじめの早期発見と解消のため、速やかに適切な措置をとる義務がある」と指摘。</p> <p>①いじめ防止への取り組み体制の強化。②教職員への指導を徹底。③生徒への人権教育の徹底。などを求めた。</p> <p>一方、金銭要求と自殺との関連性については「確認できず、不明」と結論。</p>
25	いじめ自殺 061104  第三者機関	<p>2006年11月4日、新潟県神林村の村立平林中学校の男子生徒(中2・14)が、同級生の男子生徒にズボンと下着を下ろされた日、部活動を終えて下校後、自宅農家の作業場で首吊り自殺。</p> <p>2007/3/22 自殺の原因などを調べる有識者の調査委員会(委員長・大学助教授)は、「(自殺は)やや衝動的なものだが、いじめ自殺には当たらない」とする報告書を村教育委員会に提出。</p> <p>同校では生徒間のズボン下ろしが流行しており、男子生徒も仲良しの同級生にズボンを下ろされていた点や、男子生徒が継続して一方的にからかわれたという事実が認められないという点などからいじめを否定。</p> <p>ズボンを脱がした点については、日常的なからかいだったとし、それを深刻に受け止めた事が原因で「衝動的」に自殺に至ったとした。一方、「小中学生の自殺報道が盛んにされていたことの影響」も指摘した。</p>
26	いじめ自殺 061122  法務局 人権救済	<p>2006年11月22日、山形県高畠町の県立高畠高校で、渋谷美穂さん(高2・16)が、渡り廊下の屋根から飛び降り自殺。</p> <p>携帯電話に実名で書かれた5人の生徒以外の同級生に対して、「これで満足？ もう、ワキガ臭くも、おなら臭くもないもんね。皆が言った暴言、痛かった。いつも泣きたかった」「死は怖いけど、生きているより怖くはないです」「今回のイジメでやっと理解した。ううん、理解させられた。私は皆に不快な思いしか与えられないんだってこと」と残していた。自殺直前に「男子からも消しゴムのかすをかけられる」と母親に打ち明けていた。</p> <p>遺族が、利害関係のない第三者機関の設置を求めるが、県教委は、「強制力を伴う機関の設置は法治国家の中で困難」とした。</p> <p>2007年12月22日、法務局は、「調査の結果、人権侵犯の事実の有無を確認することはできなかった」として、「侵犯事実不明確」の決定。同時に学校には、同種の事故の再発防止や人権教育の一層の推進を求める「啓発」を口頭で行った。</p>
27	いじめ自殺 070704	<p>2007年7月4日、明治大学の応援団リーダー一部に所属していた理工学部の男子学生(大3・21)が茨城県内の実家で首吊り自殺を図る。7月15日死亡。</p> <p>2006年1月頃から、部の複数の幹部らが暴行するなどしていた。</p>

	学内 調査委員会	<p>大学は男子学生の自殺後、調査委員会を設置。</p> <p>幹部との面談の結果、リーダー一部の幹部らが男子学生に暴行を加えながら、厳しく叱ったとの証言を得る。</p> <p>2007年9月下旬、「部の伝統的な体質に問題はあるが、いじめはなかった」と調査結果をまとめる。リーダー一部を無期活動停止にする。</p> <p>その後、現役部員の手で部室から、暴行現場を写したビデオが見つかり、再調査を開始。調査結果を修正し、「社会通念上許されない行為や暴力行為があったことを確認しました」。「応援団リーダー一部は上級生部員が絶大な権限を持つ非民主的な組織であり本人の意思を尊重しない活動が行われていました」と発表。</p> <p>2008年1月25日、リーダー一部を解散させる。</p>
28	自殺 080321	<p>2008年3月21日、長野県塩尻市の県立田川高校の教室で、男子生徒(高2・17)が黒いネクタイで首吊り自殺。</p> <p>男子生徒は高校1年生の1学期に、インターネットのクラスの掲示板で、嫌がらせを書かれ、夏休み後、不登校になっていた。9月7日から図書館への登校を再開したが、10月10日に遺書めいたものを残して行方不明になったが、午後に発見された。担任がクラスに経過を話し、書き込みがなくなっていた。2年生時にも家出したことがあった。</p> <p>自殺直前、学校は入試準備などで長期の休みに入っていたが、男子児童を含む3名に対し、単位不認定(学年平均点の2分の1)のため、数学の課題を与えていた。3月14日から、3月21日まで、①教科書のほぼ全部180頁を書き写して、問題を解く。②課題帳のほぼ全部90頁の書き取り。「提出ができない場合、留年」と言われていた。</p> <p>3月18日付けの本人のブログに、数学の課題について、「むちゃぶり 自分の課せたまを分かっているのか？ 3日で片付く量じゃないだろう。何考えてやがるんだ。無茶苦茶だ・・・。」など書いていた。</p>
	調査委員会	<p>学校長からの要請で、調査委員会が立ち上がる。診療所所長を委員長とし、弁護士、臨床心理学を専門とする大学教師、専門学校の教師で田川高校のPTA役員、県教委の心の支援室長、県教委の高校教育課主幹指導主事、田川高校学校長、同教頭がメンバー。</p> <p>2009年5月20日から、10回の会議を開催。2010年3月17日、A4用紙19頁の報告書を提出。</p> <p>自殺の要因を、①女生徒への想いが実現できなかったこと、②数学教科で指示された補修課題が達成困難な状況にあり、3年生への進級を絶望的に考えたことに、携帯サイトで仲間による中傷を受けたこと、登校後もクラスに疎外感や孤立感を感じていたこと、繊細で内向的な性格傾向、家庭環境などが影響した「複合的要因」と結論。もうひとつ重要な背景として、若年性のうつ病の可能性をあげた。</p>
29	部活動 シゴキ致死 090729	<p>2009年7月29日、滋賀県愛荘町の町立秦荘中学校で、柔道部の練習中に、村川康嗣(こうじ)くん(中1・12)が、男性講師との乱取りで、2、3回投げられたあと、動かなくなり、「急性硬膜下血腫」で意識不明の重体になっていたが、8/24病院で死亡した。</p> <p>康嗣くんにはぜんそくの病があり、母親は講師に激しい運動をさせないよう、再三にわ</p>

	<p>第三者機関</p>	<p>たつて訴えていたが、講師から「声が小さい」として、3人だけ残して練習を続けさせ、21本目からは康嗣くんだけを残して、講師自ら相手になったという。また、柔道部員が「落ちる(気絶する)まで絞め技を掛け続けるよう指示があった」と証言。</p> <p>2010年2月2日、町教育委員会の要請により、第三者による「愛荘町中学校柔道事故検証・安全対策検討委員会」設置。メンバーは、大学準教授を委員長に、脳外科医など。</p> <p>目的は、</p> <p>①.2009年12月に愛荘町教育委員会の作成した「秦荘中学校柔道部事故報告書」の検証を行う事</p> <p>②秦荘中学校柔道部事故の検証を行う事</p> <p>③今後の取り組み、再発防止にむけての提言を行う事</p> <p>結果、①愛荘町教育委員会の作成した事故報告書は調査・検証が足りない不十分な内容であること、②当日の練習は、初心者に対して相応しい内容ではなく、被害者にとっては強行で限界を超えた内容であったなどとするが、顧問の体罰や暴力的な指導については触れない。学校の責任についても、あいまい。</p>
<p>30</p>	<p>部活動 熱中症死</p> <p>第三者機関</p>	<p>2009年8月22日、大分県竹田市の県立竹田高校で、剣道部員の部活動中に、キャプテンの男子生徒(高2・17)が熱中症で倒れ死亡。</p> <p>男子生徒は打ち込みで、合格が出るまでの間、他の生徒より多く行った。様子がおかしくなったが、「芝居じゃろうが」「演技じゃろうが」と顧問に言われ、腰を蹴られていた。倒れたあとも、「これは熱中症の症状じゃないことは俺は知っているから」と言っ、10回程度往復で強く頬をたたいた。</p> <p>2009年9月8日、学校は第三者による調査委員会を設置。</p> <p>2009年10月30日、報告書を提出。顧問と部員とで意見に違いがあった場合には、双方の意見をそのまま記載。</p> <p>今回の事故について、「熱中症について細やかな配慮がなされず練習メニューが不適切であったこと、練習中の生徒の異常についての発見が遅れたことが要因」と結論。</p>
<p>31</p>	<p>いじめ自殺 100304</p> <p>第三者機関</p>	<p>2010年3月4日、鹿児島県南九州市の市立知覧中学校の男子生徒(中2・14)が自宅で首を吊って亡くなっているのを、午後7時頃、家族が発見。</p> <p>遺書はなかったが、生徒の自殺後、「金をせびられていたと聞いたことがある」「(生徒が所属していた)野球部の練習の時、スパイクに水が入れられていたのを見たことがある」といった、いじめをうかがわせるような証言が出る。</p> <p>生徒の両親は、「息子は教諭から『生きていく価値が無い』と言われたと言っていた」と訴えている。</p> <p>2010年6月、大学教授、臨床心理士、弁護士ら6人で構成する外部調査委員会を設置。学校・教育委員会関係者で作る内部調査委員会が報告書をまとめ、第三者による外部調査委員会が報告を精査・検証した結果、「いじめがあったとは確認できなかった」と結論。</p>

		「野球道具を互いに隠すなどのいさかいは確認できた一方、言葉による暴力やお金をせびられていたり、ケガを負うようなレベルでの精神的・肉体的苦痛を感じさせたりするものはなく、本人が自ら命を絶つことにつながるようないじめの存在は確認できなかった」とした。また、副顧問の男性教諭から電話で「生きている価値がない」と言ったとされる訴えに対しては、男性教諭は「大きな声は出したが、そのような事は言っていない」と否定しており、教育委員会は「指導は適切だった」としている。
32	いじめ自殺 100607  学校・教委主導の調査委員会	2010年6月7日、神奈川県川崎市多摩区の市立中学校の篠原真矢(まさや)君(中3・14)が、自宅トイレで硫化水素自殺。 遺書に「死ぬことについてごめんなさい。友達をいじめから助けられなかった。」などと、4人の実名をあけて男子グループのいじめを告発していた。  2010年6月中旬、学校と市教委が調査委員会を設置。メンバーは、学校3名、地域2名、市教委2名、有識者1名の計11名。氏名は非公開。 6月15日から9月9日まで、計9回の会議を実施。毎週、委員が遺族に、進捗状況を報告。 2010年9月4日、A4用紙で48枚の報告書。生徒名は記号化し、遺族や生徒の保護者らに報告書の全文を公開。4人の生徒を含め、真矢君の周辺の一部の生徒からいじめがあったと認定。学校体勢の問題点についても言及。
33	教師と生徒との複合的いじめ 101001  人権擁護委員会	2010年10月1日、秋田県大館市で、市立中学校の男子生徒(中3)が自殺。 市教委は両親に「学校生活でいじめなどの問題はなかった」と報告したが、両親は「自殺したのは教師と生徒による複合的ないじめが原因」「2年生の時からいじめを受けていたのではないか」など再調査を依頼。  2011年10月14日、秋田県子どもの権利擁護委員会(水俣健一委員長)は、『いじめの有無について断言できない』としながらも、生徒の自殺後の大館市教委の調査には問題があったなどとする調査結果を公表。
34	いじめ自殺 101023  第三者機関	2010年10月23日、群馬県桐生市の市立新里東小学校の上村明子さん(小6・12)が自宅で首吊り自殺。 両親は6年生になってから10回以上、学校側にいじめを訴えていた。  2010年11月、教育長が弁護士や精神科医ら5人のメンバーによる第三者調査委員会を設置。委員長以外の氏名は当初は非公開。報告書提出の記者会見の折、公開。 遺族が不信感から調査への協力を拒んだため、両親への聞き取りは行っていない。 報告書はA4用紙で28頁だったが、調査委員会では公表する部分は市側に適正に判断するよう要望。市の代理人弁護士(民事裁判で被告市側の代理人)が要約したA4用紙2枚の概要だけを遺族側に渡す。 いじめを自殺の「大きな要因の一つ」と位置づける一方で、「唯一の原因とは判断できない。家庭環境などの他の要因も加わり、自殺を決意した」と結論。「プライバシーの問題がある」として、調査報告書の全文は遺族にも公開していない。
35	柔道事故	2011年6月15日、愛知県名古屋市立向陽高校の柔道部の練習中、倉田総嗣君

	第三者機関	<p>(高1・15)が乱取りで、他の部員に大外刈りで投げられた際、頭を打ち、1カ月後に急性硬膜下血腫で死亡。</p> <p>名古屋市教育委員会は、柔道家の医師を委員長に、弁護士、文部科学省の外部指導者、大学のスポーツ科学部教授、柔道連盟常任理事ら5名による有識者委員会を設置。(名簿公開)</p> <p>現地調査1回、会議を4回実施。</p> <p>関係者(事故発生校の管理職2名、顧問等職員3名)を対象にヒアリングを事故が発生した事故現場で行い、事実の経緯を詳細にわたって認定するとともに、各種資料を収集して検証。遺族へのヒアリング、被害者のカルテ、X線検査等医療情報に関する検証を、脳神経外科2名で行う。</p> <p>2012年5月11日、有識者委員会が市長に最終報告書を提出。倉田君が事故前の部活でけがをしていたにもかかわらず、顧問に伝わらないまま、練習に参加したことなどが原因とした。指導マニュアル充実や、柔道経験の少ない教諭を対象とした資格認定制度創設など、指導者が生徒の体調を十分に把握できる態勢づくりを提言。</p> <p>報告書をホームページで公開。</p> <p>(<a href="http://www.city.nagoya.jp/kyoiku/cmsfiles/contents/0000036/36038/houkokusyo.pdf">http://www.city.nagoya.jp/kyoiku/cmsfiles/contents/0000036/36038/houkokusyo.pdf</a>)</p>
36	いじめ自殺 110830  外部調査委員会	<p>2011年8月30日、北海道札幌市手稲区の市立前田北中学校の男子生徒(中2・13)が、9階建マンションの屋上から投身自殺。7月初旬に作成したと思われるパソコンの文書があった。屋上近くの非常階段の壁に「ここから落ちて死ぬ」との落書きがあった。</p> <p>7月8日 三者懇談で、複数の友人に陰口を言われているなどと相談。特定の個人名は挙げなかった。担任は学級全体に話をするなどの指導をした。</p> <p>市教育委員会が、市教委指導担当部長を委員長とし、弁護士など外部の委員を加えた調査委員会を設置。</p> <p>報告書は、A4判で19頁。同校教員らが9月に約1週間、全校生徒に面談した結果を踏まえ、検討委がまとめた。自殺前日にパソコンを通して自殺をほのめかされたという友人への聞き取りは、本人と保護者に拒まれ、見送られた。</p> <p>男子生徒が7月初旬にパソコンで作成したという学校へのメッセージも、遺族が校長に外部公表を控えてほしいと要請していることを理由に、委員は文面を見ていない。</p> <p>自殺した生徒が陰口を言われていると訴えていたことについては、「解釈の仕方によって陰口ととらえられることは否定できないとしても、自殺の直接的な要因とすることは難しい」と判断。</p> <p>自殺前日に友人に対して死をほのめかしていたことについては、「生徒の様子から翌日の自殺を事前に推測することは難しかった」とした。一方で、「生徒の変化や言動の背景に対して、もう一步踏み込んだ取り組みは可能だった」と判断。</p> <p>結論として、「学校生活にかかわることの中に、自殺との関連性がある直接的な要因を特定することはできなかった。」とした。</p>
37	いじめ自殺	<p>2011年9月1日、鹿児島県出水市で、市立中学校の女子生徒(中2)が、九州新幹線に飛び込み自殺。</p>

